

地区計画ガイド

③ 長和地区

<地区計画の目標>

長和地区は、本市の中心市街地より北西約3km、JR長和駅より北0.5kmに位置し、国道37号と国道453号が結節する交通至便な地区であることから、国道沿線の沿道サービス業務系の土地利用が図られています。

そこで、地区計画では、背後の住居系地区へ影響を及恐れのある建築物の規制を行い、背後地と調和のとれた良好な市街地の形成をめざしています。

<土地利用の方針>

国道37号と国道453号が結節する地区であり、その地理的条件を活かし、背後住居系地区へ環境悪化をもたらす恐れのない、沿道サービス業務関連施設の立地を進める地区とします。

＜長 和 地 区＞

地区計画区域内における建築物の制限内容

| 地区の細区分 (基本用途) | 建 築 物 の 制 限 に 関 する 事 項 | | |
|----------------------------------|--|--------------|--------------------|
| | 建築物の用途の制限 | 建築物の壁面の位置の制限 | 建築物等の形態 又は意匠の制限 |
| 沿道サービス 業 務 地 区 (準工業地域) | <p>次の各号に掲げる建築物は建築出来ません。</p> <p>①学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの。</p> <p>②神社、寺院、協会その他これらに類するもの。</p> <p>③老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの。</p> <p>④老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの。</p> <p>⑤自動車教習所</p> <p>⑥キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの。</p> <p>⑦原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が、300平方メートルを超えるもの。</p> <p>⑧法別表第二（と）項第3号及び第4号に掲げるもの。</p> <p>⑨法別表第二（り）項第3号及び第4号に掲げるもの。</p> <p>⑩畜舎</p> | / | / |

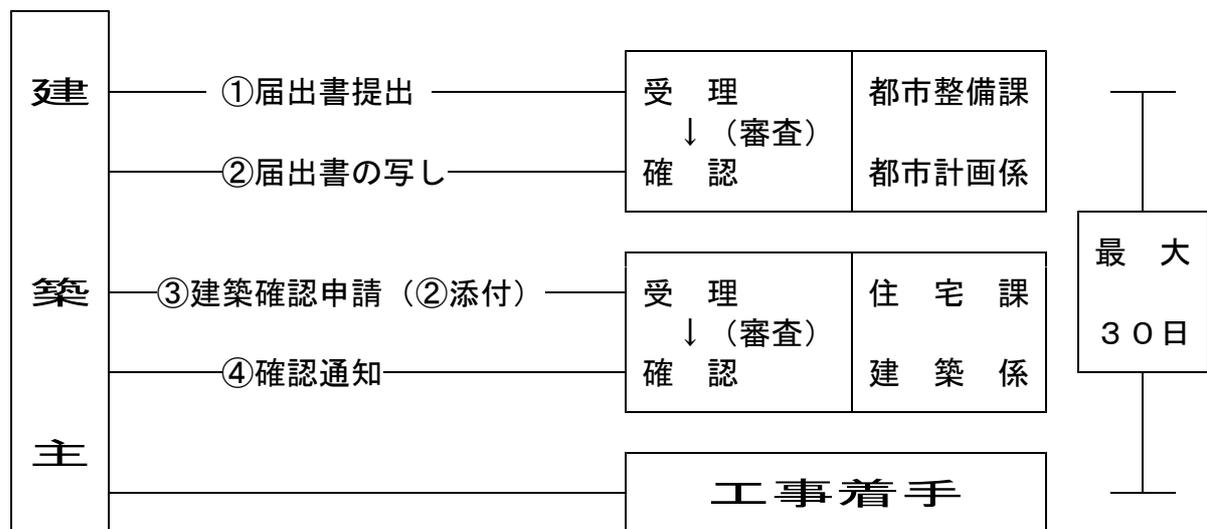
長和地区では、建築物の新築、増改築を行う前に、次のような手続が必要となります。

■届出が必要な行為

- 1, 建物の新築、増改築
- 2, 車庫、物置等の設置
- 3, 工作物の新築、改築
- 4, 土地の区画形質の変更
- 5, 土地の用途の変更 など

■届出の方法

- ・届出期限：工事着工の30日前まで
- ・届出窓口：都市整備課都市計画係（届出用紙も用意してあります。）



お問い合わせ先

伊達市建設部都市整備課都市計画係
・住宅課建築係

伊達市鹿島町20番地1 電話 0142-23-3331
FAX 23-4414